

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
退職手当規程

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）正規職員就業規則第44条、正規職員再任用規程第4条第4項、准正規職員就業規則第45条およびパートタイマー職員就業規則第42条に基づき職員の退職手当（退職手当金および退職一時金）について定めるものである。

第2条 退職手当は、独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度（以下「退職手当共済制度」という。）に基づくもののほか、本規程により支給する。

第3条 職員が退職したときは、その者に対し、退職手当を支給する。

- 2 職員本人の死亡の場合の退職手当は、これを遺族に支給する。
- 3 前項の遺族およびその順位については、遺族補償に関する労働基準法の定めによる。
- 4 前条に規定する退職手当制度の加入日から起算して1年に満たずに退職した場合は、退職手当金は支給しない。ただし、令和4年3月31日以前に全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入した職員はこの限りでない。

第4条 退職手当共済制度の加入対象となる職員（以下「被共済職員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 正規職員
- (2) 再任用正規職員
- (3) 准正規職員
- (4) パートタイマー職員のうち、1年以上の雇用期間をもって勤務する職員で、その勤務すべき労働時間が正規職員就業規則第28条第2項で定める勤務時間の3分の2以上の者

第5条 退職手当共済制度の加入日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に規定する職員の加入日は採用日とする。ただし、令和4年3月31日に正規職員であった者については令和4年4月1日とする。
- (2) 前条第1項第2号から第4号に規定する職員の加入日は、令和4年4月1日以降に締結する1年以上の期間を定めた雇用契約の開始日とする。

第6条 被共済職員に支給する退職手当金の額は、退職手当共済制度が定める別表1の退職前6か月の平均給与月額に該当する計算基礎額に、別表2の勤続期間に応じた支給率を乗じて得た額とする。ただし、職員が業務上の負傷もしくは疾病により厚生年金保険法第4

7条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害になったことにより、または業務上死亡したことにより退職した場合は、別表1の退職前6か月の平均給与月額に該当する計算基礎額に、別表3の勤続期間に応じた支給率を乗じて得た額とする。

- 2 第4条第1項第1号に規定する被共済職員のうち、令和4年3月31日以前に採用された者は、勤続期間に応じ退職時にその者が受けている基本給の月額に、別表4の率（全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款に定める給付率）を乗じて得た額とする。この場合において、これにより退職手当金に10円未満の端数があるときは四捨五入する。
- 3 前項に定める基本給の月額は、正規職員給与規程第5条第3項に規定する辞令書に記載した号給に基づく額とする。
- 4 第2項の規定を適用する職員のうち、短時間正規職員は、その勤務した期間と所定労働時間数に応じて次により算出して得た額を減額した金額とする。なお、これにより退職手当金に10円未満の端数があるときは四捨五入する。

減額率

$$\frac{\text{短時間正規職員勤続期間}}{\text{勤続期間}} \times \frac{(40 \text{ 【時間】} - \text{週の短時間所定労働時間})}{40 \text{ 【時間】}}$$

第7条 退職手当共済制度の被共済職員期間は、第5条に規定する加入日の属する月から職員が退職した日の属する月までとする。

- 2 1か月のうち業務外の病気等により、勤務した日数が10日以下の月があるときは、その月は前項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。
- 3 次の各号に掲げる理由により勤務しなかった期間は、第1項の規定の適用については、勤務したものとみなし被共済職員期間に算入する。
 - (1) 被共済職員が業務上負傷した場合は、その療養のために勤務しなかった期間
 - (2) 被共済職員が出産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）および出産後8週間において勤務しなかった期間
 - (3) 被共済職員が育児休業により勤務しなかった期間（休業の開始日および終了日の属する月が被共済職員期間に算入される月を除く。）については、その期間の月数の2分の1に相当する月数
 - (4) 被共済職員が介護休業により勤務しなかった期間
- 4 第6条第1項に規定する退職手当共済制度の勤続期間の計算は、年単位とし、その期間の計算において1年未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。
- 5 第6条第2項に規定する全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の勤続期間の計算は、月単位とする。

第8条 退職手当共済制度の加入対象でない職員のうち、1年間の勤務実績の平均が1週間あたり10時間以上の者には、本会が定める退職一時金を支給する。

- 2 退職一時金の額は、勤務した年度ごとに平均勤務時間数を算出し、その時間数が1週間あたり10時間以上となる年数に、別表5に定める支給対象区分に応じた退職一時金の額を乗じた額とする。
- 3 第7条第3項に規定する理由により勤務しなかった期間は、勤務したものとみなし勤続期間に算入する。
- 4 退職一時金の勤続期間の計算は、年単位とし、その期間の計算において1年未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。
- 5 前項の勤続期間の始期は、令和4年4月1日以降に締結する1年以上の期間を定めた雇用契約の開始日とする。

第9条 退職手当は、その支給の事由が発生した日以後90日以内に支給する。

第10条 職員本人の犯罪行為またはその他これに準ずる重大な非行により雇用契約を解消した場合は、退職手当を支給しない。

第11条 職員または遺族等が退職手当の支給を受ける権利は、退職日の翌日から起算して5年を経過したときに、時効により消滅する。

第12条 本会は、職員の退職手当支給のため、退職給付積立資産に要支給額の総額を積み立てるものとする。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第6条第1項関係）

退職手当計算基礎額表

退職前6か月の平均給与月額	計算基礎額
74,000円未満	62,000円
74,000円以上 86,000円未満	74,000円
86,000円以上 100,000円未満	86,000円
100,000円以上 115,000円未満	100,000円
115,000円以上 130,000円未満	115,000円
130,000円以上 145,000円未満	130,000円
145,000円以上 160,000円未満	145,000円
160,000円以上 175,000円未満	160,000円
175,000円以上 190,000円未満	175,000円
190,000円以上 205,000円未満	190,000円
205,000円以上 220,000円未満	205,000円
220,000円以上 235,000円未満	220,000円
235,000円以上 250,000円未満	235,000円
250,000円以上 265,000円未満	250,000円
265,000円以上 280,000円未満	265,000円
280,000円以上 300,000円未満	280,000円
300,000円以上 320,000円未満	300,000円
320,000円以上 340,000円未満	320,000円
340,000円以上 360,000円未満	340,000円
360,000円以上	360,000円

別表2（第6条第1項関係）

退職手当支給率表（普通退職）

被共済職員期間	支給率	被共済職員期間	支給率
1年	0.522	32年	38.193
2年	1.044	33年	39.237
3年	1.566	34年	40.281
4年	2.088	35年	41.325
5年	2.61	36年	42.369
6年	3.132	37年	43.413
7年	3.654	38年	44.457
8年	4.176	39年	45.501
9年	4.698	40年	46.545
10年	5.22	41年	47.589
11年	7.7256	42年	48.633
12年	8.4912	43年以上	49.59
13年	9.2568		
14年	10.0224		
15年	10.788		
16年	13.3893		
17年	14.6421		
18年	15.8948		
19年	17.1477		
20年	20.445		
21年	22.185		
22年	23.925		
23年	25.665		
24年	27.405		
25年	29.145		
26年	30.537		
27年	31.929		
28年	33.321		
29年	34.713		
30年	36.105		
31年	37.149		

別表3（第6条第1項関係）

退職手当支給率表（業務上の傷病または死亡による退職）

被共済職員期間	支給率	被共済職員期間	支給率
1年	1.350	32年	47.250
2年	2.700	33年	48.600
3年	4.050	34年	49.950
4年	5.400	35年	51.300
5年	6.750	36年	52.650
6年	8.100	37年	54.000
7年	9.450	38年	55.350
8年	10.800	39年	56.700
9年	12.150	40年	58.050
10年	13.500	41年以上	59.400
11年	14.985		
12年	16.470		
13年	17.955		
14年	19.440		
15年	20.925		
16年	22.410		
17年	23.895		
18年	25.380		
19年	26.865		
20年	28.350		
21年	29.970		
22年	31.590		
23年	33.210		
24年	34.830		
25年	36.450		
26年	38.070		
27年	39.690		
28年	41.310		
29年	42.930		
30年	44.550		
31年	45.900		

別表5（第8条第2項関係）

退職一時金

支給対象区分	退職一時金（年額）
1週間あたりの勤務時間が20時間以上で本規程第4条第1項第4号に該当しない者	20,000円
1週間あたりの勤務時間が10時間以上20時間未満の者	10,000円